

【講演 4】

震災がれきとアスベストをめぐる法律問題

小島 延夫 [東京駿河台法律事務所]

ただいま紹介にあずかりました弁護士の小島と申します。私は弁護士になって今年で 29 年目ですが、弁護士 29 年間のあいだで公害とか環境問題を専門にやってきまして、現在も日本弁護士連合会の公害対策環境保全委員会の委員をしているのと、2004 年からは早稲田大学の法科大学院の教員として行政法や環境法を教えて、いまま立教大学の非常勤講師として環境法を教えています。そういう関係から、きょうは話をさせていただきたいと思います。

きょうは「震災がれきとアスベストをめぐる法律問題」ということで話をさせていただくのですが、これをお話しするということで、改めていろいろ調べてみると、こういう角度から検討したものはあまりありませんでした。改めて各種法律を見ながら、また外山先生なども現在環境省の研究検討会に参加されていますけれども、大気汚染防止法をどういうふうに変更していくかというような問題もある中で、日本の法律問題をめぐってどういった問題があるのかということをお話しさせていただきたいと思います。

最初に、本日の話題ですが、4 つほどお話ししたいと思います。最後の 4 番目は簡単に触れるだけにしたいと思いますけれども、震災時のアスベスト健康被害のリスクがどのようなどころにあるのか。その点をまず明らかにしたうえで次の問題点を検討していきたいと思っています。

本当はテーマ 1 との関係でいくと、次にはそれに基づいて健康被害が発生した場合の責任の所在をどういうふう考えていくのかというのを議論してもらいたいというのが、たぶん主催者の意向だとは思いますが、それを考えるにあたって、日本の現在の法制度というのは一体どのようになっている、どのような課題があるのかということをお先に考えたほうが、問題を考えるにあたっては比較的整理しやすいのかなと思っていますので、テーマの 2 番目として、日本の現在のアスベストに関連する法制度がどうなっていて、どのような課題があるのかという話をしたうえで、今回の東日本大震災における責任の問題について検討していきたいと思っています。

テーマ 1 震災時のアスベスト健康被害リスクの所在

その 1 解体撤去作業時のリスク

健康被害リスクの所在ですが、その最大のものは、先ほど名取先生が環境中における阪神淡路大震災の被害の問題で、どの程度増加するかという話をされましたけれども、直接的には解体撤去作業にかかわる人の被害というものが大きなところであるだろうと

思っています。

阪神淡路の経験から言うと、2名の現場監督、解体作業者が、もう中皮腫で死亡しているという状態があります。通常、中皮腫は20～30年、40年ぐらいの間を経て発症すると言われていますが、阪神淡路大震災があったのが1995年ですから、まだ20年もたっていない段階なんですけれども、既に2名中皮腫による死亡者が出ているということは、これからかなり多くの作業従事者の中からの被害が発生してくるのではないかと疑わせます。

それから、がれき処理に従事していた明石市役所の職員がやはり中皮腫が発生したというのがあります。解体作業だけではなくて、市役所等の職員ががれきの除去作業に参加する中で中皮腫になるというようなことがありまして、震災復興のために努力する人がアスベスト被害を受けるといった形につながっている点では、きわめて深刻な問題だろうと思っています。

東日本大震災でも、場所によっては高いアスベスト濃度が検出されたり、仮置き場で成形板が粉々になっているというような状況がある中で、果たして大丈夫なのかというのが、最初の問題です。

その2 環境リスク

2番目の問題が、それらの関係で環境リスクです。震災後の粉じんが舞っている状況。私も震災後、三陸各地に行きましたけれども、例えば陸前高田で非常に大きな被害を受けたところがありますけれども、あのところに行くともうもうたる土ぼこりがたっていて、完全に向こう側のほうを見ると霞んで見えないような状態の中でありまして、かなり粉じんが舞っている。もちろんそれがアスベストが含有しているかどうかという問題はありますけれども、そういうような状態にある。それから、がれきの仮置き場においては、先ほど申し上げたように石綿繊維濃度が比較的高いところもあった。それから、成形板が粉々状態になっているところがある。

そうしたところに多くの住民の方々がマスクもつけずに自分の家がどうなっているのか、あるいは自分の家族がどうなっているのかということで、被災の現場を尋ねているという風景を多々目撃したわけであります。

そういう意味では、一般的な環境にどれだけ出たかというだけではなくて、被災現場の中で比較的濃度の高いところに十分な対策もないままに、多くの住民が入ってしまったということで、広い環境リスクというのが発生する余地があるのではないかとというのが、2番目の問題です。

その3 ボランティア活動との関係

3番目の問題が、ボランティア活動との関係です。ボランティアで活動に行った人が、肺がんあるいは中皮腫になる可能性というのはあるのではないかとというのが、この場

合、一体誰が責任を負うのかという法的問題が発生します。ボランティア活動で雇い主がないということになると、例えば大学がボランティアを募集して送り出す、あるいは大学のサークルがそういうことを募集してやる、もしくは東京のどこかの団体がそういう人を募集してNPOの現地に送り出すということをやったときに、その現地での作業に従事した人の中に健康被害が発生した場合に、善意でやっている、あるいはその団体にとって営利活動的な利益が入っているわけではないから法的責任は発生しないというわけではなくて、そういう場合であっても十分法的責任につながる問題もあります。そのこのところをどういうふうに考えていくのかということが問題になってくると思います。

テーマ2 現在の法制度とその課題

問題の所在

さて、現在の法制度を調べていくと2つ大きな問題があります。1つは、そもそもこういう災害時を想定したアスベスト被害を防ぐための法制度は基本的に存在していないという問題があります。日本の大気汚染防止法ですとか、労働安全衛生法系の、あるいは廃棄物処理法系の制度というのは、全部平時を想定したものになっていまして、災害時にどう対応するかということを想定した法制度ではない。そのために災害時の状況にフィットしてない形になっている。

では、災害時を抜きにして平時の態勢として十分なのかというと、幾つかの問題点を抱えている。それがこの災害時により増幅された形であらわれているという問題があります。その点を具体的に見ていきたいと思います。

現行法制度 概要

日本のアスベストに関連する法体系というのは、大きく3つに分かれていると言っています。1つは、労働安全衛生法系です。厚生労働省。主に労働省なんですけれども、労働安全衛生法・石綿障害予防規則、いわゆる石綿則と言われたる系統の、どちらかという作業に従事する人の安全を図るための法律制度です。作業に従事する者というのは、使用従属関係にある従業員に対する関係であるのです。それから大気汚染防止法。これは住民等の一般環境中に対する責任の問題です。それから廃棄物処理法。これの関係で建設リサイクル法。建設リサイクル法は国土交通省の管轄になりますけれども、この辺が、そこから出てきたアスベストをどういうふうに扱うかというふうな問題になってきます。

実は、震災が出た後に、環境省あるいは厚生労働省がいろんなマニュアルですとか各種通達を出しています。基本的にはこの法体系をある程度念頭に置きながら出しているのですが、この法体系から言うと、なぜこういうマニュアルが出せるのか。よく考えてみると、単なる行政指導にすぎないというようなものも結構あるということになってきます。

労安法系及び大防法系の対象となる業務

現在の法制度はどういう制度になっているのかということを説明しますと、現在の法制度とその課題の1つが、どういうものを対象にしているのかということです。規制の対象にしているのは一体何かということです。

石綿障害予防規則で問題にしているのは、建築物、工作物、船舶の解体、破碎等作業です。いわゆる解体作業を念頭に置いている。

大気汚染防止法も、特定粉じん排出作業を伴う建設工事（特定工事）で、念頭に置いているのは解体工事です。

解体工事の規制というのは1996年に入っています。何で1996年に入ったかというと、阪神淡路大震災があったからなんです。阪神淡路大震災があるまでは、解体工事の際にアスベストが出るということに対しての一般環境に対する、例えば住民に対する法的な規制は全くなかったというのが、日本の状況です。

そういう意味で言うと、大気汚染防止法というのは非常に対応が遅れていまして、アスベスト製造工場、いわゆるクボタショックで言われているところのクボタから周辺の住民に健康被害が発生したという問題があるのですけれども、その規制が初めて入ったのが1989年です。これは日本でアスベストによる健康被害が中皮腫、肺がん含めて、ある程度知見として広く知れ渡るようになったというふうに、個々の裁判例の中でもほぼ争いのないところとして認められてきているところが昭和47（1972）年のWHOの勧告のときですから、72年の時点でアスベストが中皮腫や肺がんを起こすということは相当広く知れ渡っていたと思うのですけれども、アスベスト製造工場の周辺環境に及ぼす危害についての規制が、日本の法制度上最初に加わったのは1989年です。それから大量に使われてきたはずの建設現場の解体作業についての規制は1996年まで全くなかったということです。

そういう意味では非常に遅いわけですが、問題点はどちらの法体系も解体工事のみが対象になっているということです。これは後で触れますけれども、要するに災害が実際発生したときには、建物を解体する作業は大気汚染防止法あるいは石綿則の対象になっているのですけれども、いわば震災で建物が壊れてしまって、そこら辺に飛び散っているがれきを片付ける作業というのは、この法律の対象にはしてないわけです。あるいは既に破碎されたがれきによって一般環境に影響が及んでいるという点は、この法律では規制対象になっていないという問題があります。

労安法系及び大防法系の対象となる石綿

もう1つは、労働安全衛生法系や大気汚染防止法系の対象となるアスベストとは一体何かということです。アスベスト含有建材というのでも、先ほど来話が出ているように、レベル1・2・3とあって、レベル1が主に吹付け材、レベル2が保温材や耐火被覆材、レベル3がそれ以外の石綿含有スレート等々で、レベル3が非常に多いわけであります。

大気汚染防止法で対象にしている石綿とは何かという定義規定が、大気汚染防止法の施

行令の3条の3にあります。吹付け石綿と石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材に限られていて、いわばレベル3の石綿含有スレートについては、そもそも大気汚染防止法の対象にしてないのです。ですから、大気汚染防止法では、解体工事を対象にしているといっても、石綿含有スレートが含まれている家を壊す場合には大気汚染防止法の規制対象になる特定工事に当たらないという扱いです。

石綿障害予防規則、対労働者との関係では一応レベル3も対象になっているのですが、レベル1・2の場合とレベル3の場合で、工事のやり方が違って、先ほど名取先生の話にでてきた、ネガティブプレッシャー（負圧）にして完全に防御して出ないようにするというような方法、あれはレベル1・2の話なんです。レベル3は、そこまでは要求されていなくて、基本的には呼吸用の防護用具と作業衣をつけることですか、湿潤化することとか、別容器の準備をするということは要求されているのですが、あそこまでの厳格な規制は対象とされていない。ですから、レベル1・2とレベル3でちょっと差があるのです。

ところが、レベル3でも、もともとこの対象になるのは切断するとかそういう作業のところですから、特に今回みたいにかかり破損したりしているような状況のもとで、果たしてそれでいいのかという問題が発生してくるわけです。

廃棄物処理法上の規制

廃棄物処理法上どういうふうになっているかというと、レベル1・2は廃石綿として、特別管理産業廃棄物として厳格な規制になっています。

それ以外のレベル3は、基本的には石綿含有廃棄物。厳密に言うと石綿含有の一般廃棄物あるいは産業廃棄物になるのですが、先ほど石綿則の規制と同じように、破碎してはいけませんよ、区別して収集運搬積替保管しないとイケないですよ、処分再生等は特別の方法でやらなければいけませんよ、最終的に埋め立てをするときには一定の場所で分散しないようにして土砂で被覆しないとイケませんよ、というような形になっていますが、レベル1・2と3でかなり差があるという形になっています。

災害時の法規制の欠落 その1

先ほど来出ていますように、震災時についてアスベスト粉じんの飛散に対しての法制度が基本的にはない。要するに、いままで見てきたように、大気汚染防止法も解体工事をする際のレベル1・2の場合の規制です。石綿障害予防規則も基本的には解体工事あるいは船の解体工事ということになりますので、震災によってアスベスト粉じんが飛散するような場合についての法制度というものは存在してないです。がれきの片付け作業というのは法規制の対象になっていません。

1つの大きな問題は、震災時にアスベストの危険性ということを知らせることが重要な問題になってくるとおもいます。アスベストの危険性を知らない中で、アスベストに曝

露する危険性のあるところに何の対策もとらずに住民や作業する人が入ってってしまうという問題があると思うのですが、そういう危険性についての情報提供はほとんどない。

当然のことながら、そういう中で粉じん測定もない。かなり濃度の高いところについて立ち入り禁止をする根拠になるような法制度も当然ない。マスクの着用の義務づけもなければ、マスク配布を義務づけるような制度もない。マスク配布などは任意の形でけっこうやっているのですけれども、法制度としては全くないというのが現状です。

災害時の法規制の欠落 その2

その2の問題点としては、震災特有の問題状況に対応していない。例えば石綿含有スレートがかなり破碎されているわけですから、レベル3のものも対象にして考えるべきではないか。かなり破碎されて粉々になったような石綿含有スレートについては、廃石綿と同じような扱いで特管物扱いにすべきではないかという感じもするわけですが、いまの法制度からいうと、これも石綿含有廃棄物ということで形をとどめているスレートと同じ扱いになってしまうわけです。そこのあたりもどう考えるのかという問題です。

それから作業従事者がボランティアとか自衛隊とか外部からいきなりやってくる人がいて、そういう人に情報提供をきちんとすることが重要なわけですが、そこのところがない。ボランティアの作業を誰がどうやって管理するのか。ボランティアにアスベストの危険性を告知して、マスク着用を義務づけるとか、湿潤化をどういうふうにするかとか、そういった作業の管理をきちんとする仕組みもない。

もう1つ大きな問題としては、いまの法体系でいうと、アスベストが含まれているかどうかということを調査する時点は、解体作業に着手する直前の時点なんです。この建物を解体するよというところまでにして初めて、この建物にアスベストが入っているかどうかを検討するわけです。

平時の場合はそれでいいと思うんですが、災害時になると、別に解体作業に着手するよと言ってから解体作業に着手するわけではなくて、みんな解体しなければいけない状態に一気になってしまうわけです。そうすると事前調査がない。つまり、アスベストの情報の整理がされていない中で、どの建物が危なくて、どの建物は危なくないという情報が全くないところからスタートしなければいけないという事態になるので、その結果危険な状態になってしまうということがある。

そういう意味では、レベル1・2の場合と3で若干濃淡の差はあるかもしれないのですが、目視でできる部分については目視でアスベスト含有の可能性があるかないか調べていく。石綿含有スレートについては、いつ建物が建てられたもので、どういうものが使われているかというのは、外観等からもある程度は推定できるだろうと思いますので、そういうことから、どういうリスクがあるのかということの事前調査をしておく。

いまちょうど震災の発生の危険性ということで各地に、例えば東海大震災が起きたら、もしくは東南海地震が起きたら、南海地震が起きたら、ここまでは津波被害を受けて浸水

する可能性がある地域だということをいろいろ調査しているわけです。地域によっては、そういうことを踏まえて避難計画を策定したりしだしているわけです。ですから、その場合の浸水対象区域とかそういうのもある程度わかってきているので、対象区域になりそうな地域については、アスベストの含有の有無についても事前に調査をして、いざというときに備えていくようなことも考えていく必要があると思うのですが、いまのところはそういうふうな仕組みにもなっていないという問題があります。

災害時の法規制の欠落 その3

実は、今回が初めてではないわけですよ。前に阪神淡路大震災があって、そのときもアスベストの問題がかなり大きく問題になって、その経験があったので比較的今回は東日本大震災が起きた直後から、アスベストの問題があるぞということは、いろいろなところで言われていて対応していたわけです。

実際問題、環境省も2007年に「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」というものを策定して準備していたわけですし、震災が起きた直後には、「廃石綿が混入した災害廃棄物について」という通達も出しています。「廃石綿」という言い方をしているのですが、廃石綿と言いつつも、石綿含有スレート等も同種の扱いが望ましいということを書いていて、いわゆるレベル3まで含めた対応策が必要だということを、かなり早い時点で問題提起しているのです。

そういう意味では、こういうふうな対応策が必要だということはある程度広がってきているわけですが、法律家として見ると問題点は、2007年につくったものにしても「マニュアル」、11年3月のも「通達」という形で、これが法律的な裏付けを持っているものなのかどうかという問題です。

先ほど言ったように、できれば事前調査をしておくことが望ましいわけですが、災害が発生する可能性がある地域については事前調査をすることをすすめる、あるいは義務づけるといったような法律の制度は、いまのところは全くない。特定工事の解体作業以前のがれきが飛散しているような状態、あるいはそのがれきの片付け作業についてどう対処するかということについての法制度も全くないという状態です。

阪神淡路大震災と東日本大震災という2度の震災でアスベスト問題が問題提起された中で、法制度が全く整備されていない状態のまま放置していいのか。これは真剣に考えなければいけない状態なのではないかと思っているわけです。

東日本大震災時に発生した問題状況

東日本大震災に発生した問題状況を見ていくと、粉じん測定や分析が、きょう幾つかしていただいている情景が出ていましたけれども、粉じん測定や分析がされていないまま解体がされている現場のほうが圧倒的に多い。それから、先ほども出てきたように、石綿含有スレートへの対応が著しく不十分で、石綿含有スレートとおぼしきものが破碎されていて

も、それが一般廃棄物として捨てられてしまう。それから、機械によって石綿含有スレートが粉碎されたり、散水が全くないというような状態がある。要するに、できるだけ粉碎を防ぐために、基本的には手壊しで石綿含有スレートはしなければいけないのですけれども、機械壊しが普通に行われている。これは危険性情報が欠けているということと、レベル3に対する対応が必要なんだということの認識が広まっていないということの問題だとは思いますが、防塵マスクが使われていない。そういうのを包括して言うと、石綿障害予防規則の規制すらもほとんど守られていない。

ボランティア対策はなおのこと全く何もない。ボランティアについては、非常に怖い問題の1つとしては、行政というのは常に監督官庁がいて、監督官庁のものにあるものは、それでも一応何とかいくわけですよ。例えば解体業者が業者として従業員を雇って、そこで作業をさせていけば、一応労働基準監督署がチェックをする。石綿則では労働安全衛生法のもとでチェックが入る。場合によったら廃棄物処理法や大気汚染防止法の規制がかかってくる余地も出てくる。ところがボランティアだと、そういう法律の対象にならないということで、労働安全衛生法の対象にもならず、自発的に自主的にやっているものについては全く目が及ばない状態になるのです。法律が、制度があるじゃないかと言っても、法律、制度はその人に適用されないわけですから、粉じんがもうもうと舞う中でマスクを全くしないでボランティアが働いているという状態が放置されてしまっているという状態が結構出てしまっているわけです。これをどうするかという問題があります。

平時の法規制の欠陥の反映

現行の法制度の平時の規制としての欠陥が反映しているという問題もあります。先ほど来出しているように、レベル3に対する法規制が非常に緩やかになっている。大気汚染防止法はそもそも規制対象としていないので、周辺住民に対する関係では、レベル3の石綿含有スレートがあっても、それは大気汚染防止法の対象にならないわけです。だからそのところが1つ大きな問題である。石綿則でも届出義務の対象外になっています。要するに、石綿則の中で届出義務が課されるのはレベル1・2のところまでなんです。ですから、労働基準監督署でも知る、あるいは地方自治体が行政指導をすることができても、法的権限に基づいてレベル3の解体事業に対してはなかなか強い対応ができにくいという形になってしまうのです。

それから、先ほど境界線で10本ミリリットルという基準が出てきましたけれども、あれはあくまでもアスベスト製造工場の境界線の基準なんです。解体現場で事実上はそれと同じ基準をよく使われているのですけれども、解体現場での工事については排出基準がいまの大気汚染防止法上でも設定されていません。それで、その基準を準用してやる可以多いのですけれども、そもそも基準が設定されていないのに、どう基準を設定するかという問題が出てくる。

それから事前調査義務が解体工事をする事業者にしかない。そのため解体工事の直前で

ないとできなくて、災害時に非常に困ったことが起きてしまう。

もっと大きな問題は、解体事業者に対する規制が基本的にはないのです。誰でも解体事業をやることのできるのです。要するに、建築工事というのは建設業の許可がないとできないのですけれども、解体そのものは基本的には法規制の対象になっていないので、労働安全規制法という労働法制の面からの規制は入っていますけれども、解体事業者に対する法規制がない。

もう1つは、アスベストの調査分析会社についてもきちんとした法規制がない。ときには解体事業者が自分のところでアスベストの調査をやって、こういうふうな調査結果だったので大丈夫ですということと言っても、いまのところは許されてしまう。アスベスト調査をする会社と解体事業者をきちんと分けるというようなことも含めて対応策が必要になってくると思うのですが、この辺の法規制がない結果、災害時にもこういう平時の欠陥の問題点がそのまま反映されてしまうということです。

廃棄物処理との関係 再生砕石問題

廃棄物処理法との関係で言うと、本来アスベストが含まれているものは再生砕石等に使用しないはずなのですが、実際には各地でアスベストが含まれた再生砕石がかなりな程度見つかっています。浦和ですとか、川崎ですとか、公共施設の敷地に結構こういうものが見つかったりしているというような問題も出てきました。

これが何で起きるかという、レベル3に対応する大気汚染防止法や石綿則の規則が弱い結果、レベル3に対するもとと作業をするところの規制が弱いので、後で廃棄物のところで石綿含有廃棄物だということで規制をかけようとしても、入口で捕まえていないものを出口で捕まえようとしてもなかなか捕まえられないわけです。その結果、出口のところの石綿含有スレートが不適正処理されてリサイクル原料に回っていく。それでアスベスト含有の再生砕石が生まれてきちゃうということになっています。

それでは震災がれきは適正処理されているのだろうかということと言うと、現地では石綿含有スレートが適正処理されていないという状態が発生しているという状況です。

テーマ3 健康被害発生時の法的責任

そろそろ時間がなくなってきたので、健康被害発生時の法的責任等々について簡単に触れますと、作業従事者については雇用関係があれば労災保険による救済と雇用主の責任ということで安全配慮義務でいけるという形にはなりますので、誰かに雇われて解体作業に従事している者については、健康被害についてある程度の救済の道はあるという形になっています。

ここで問題なのはボランティアです。ボランティアの場合は雇用主がほとんどいないですから、雇用主がいなくて誰に対してどういう責任を追及していくのか。そうやってく

ると、それを斡旋した人あるいは現地に行くように手配した人についても、一定の安全配慮義務が発生してくる可能性は出てくる。そうすると、まさかと思うわけですね。善意で震災地にがれきの片付けのアルバイトを募集して行ってもらいました。行った人が後で中皮腫だとか肺がんが発生しました。これ結構難しいと思うのは、おそらく中皮腫が発生するのは20年後ぐらいなので、20年後に同じサークルが存在していたり、NPOが存在しているかというような現実的な問題もあります。それが公的な団体ですか、大学とかがやっていると、大学は存在している可能性があって、そういうところに責任追及がある日突然かかってくるということが起こる余地がないわけではない。実際送る側にしてみれば、そんなこと夢にも思っていないわけです。そのところが、実はそんな単純な問題ではないということです。

ルーマニアで日本の女子大生が殺されるという事件が起きて、あれも結構大きなNPO法人が送り主となって向こうに送ったわけですがけれども、ああいう問題だと比較的結果がすぐ出て、問題に対しての責任はどこにあるのだという議論になりやすいわけですがけれども、これも時間的な差があっても問題が発生したときに、そういうリスクを震災ボランティアを派遣する側も意識する必要が出てくるだろうという問題です。

それから住民ですが、これ結構難しい問題です。住民が仮にこれで健康被害を受けたときに、一体誰に対してどんな責任を追及できるのか。先ほど言ったように、法制度上はそもそも何もありません。例えば粉じんが舞っている。よくわからないままその現場に行ってアスベストをたくさん吸ってしまった。ちゃんと情報提供をしていただいていたらそういうことはなかったのじゃないかというような問題が出てくる。解体業者が粉じんをまき散らしたという側面があれば、追及できる部分もあると思うのですが、もちろん解体業者のやり方に問題が出る場合もあるのですけれども、割合的に言うとどっちが多いのかという問題もやはりあると思うのです。直後でいうと、解体業者以前に粉じんが舞ってしまっている場合もあり得るのじゃないか。そういうリスクがあるよということについての国の情報提供義務というような問題も考えなければいけないのではないかと。でも、この情報提供義務というのは過去の泉南アスベスト訴訟等でも言われているのですが、この責任はまだ認められた例が残念ながらないのです。アスベストの危険性についてきちんと情報提供するということが義務とまで言えるのかというのが非常に大きな問題です。

それから、粉じん測定や立ち入り禁止、マスクの配布等を怠ったのではないかとという問題も、これが義務とまで言えるのだろうか。先ほど言ったように、そういうことを義務づける制度も何もありません。義務づけるどころか、そういうことをやることを推奨するような制度すらないので、そういう中で国の不作為責任というのが何らかの形で問うことができるのだろうか。

翻って考えると、いま建設アスベスト訴訟というのが横浜や東京であります。横浜ではこの間判決が出ましたけれども、そういう石綿含有スレートの使用をそもそも指定してきた国の責任というのがあっていいのではないかと。いかにも遠い感じがしますよね。建築基準法

上の責任。これは横浜や東京で争われている建設アスベスト訴訟というのは、いわば建築作業に従事してきた大工さんなどが責任追及しているというので、わりと近いわけですがけれども、そういうことを許してきたがゆえに、震災のときにアスベスト粉じんが舞って周辺住民が被害を受けたというところまで、責任とまで言えるのかどうかというと、ちょっと遠い感じがします。でも、この点どういうふうに考えていったらいいのかということで、住民が健康被害が発生しても、その責任という形まで言えるのかというと、結構遠い感じがいたします。

テーマ4 アスベスト以外の粉じん健康被害リスク

最後に一言だけ余計な話を短くさせていただきます。今回、震災がれきとアスベストというテーマなので、こういう話はすると言われそうですが、放射性物質以外の震災のときの粉じんリスクということでもう1つ考えると、実は短期的には、どうも津波発生後の粉じんによる健康被害リスクというのがあるのではないかとこののを、感じとしては持っているのです。

要するに、津波が発生すると、もちろん津波が発生して建物が壊れて粉じんが発生するのですけれども、そのとき建物が崩壊したことによる粉じんと、津波によって運ばれてくるいろんな物質が混じり合ったような粉じんが出るのではないかと。2004年の年末に起きたスマトラ地震の後にアチェに日本人も含めて入ったときに、津波による水を飲んではいないのだけれども肺炎にかかったという人が結構発生したんです。その肺炎はすごく治りにくい肺炎だったと言われていました。どうも、津波と色々な建物が壊れて舞い上がる粉じんが一緒になると、津波によってもたらされるいろんなものが混じり合って、病原菌が混じったような粉じんが発生するのではないかとこの感じがするんです。

東日本大震災でも津波被害地で肺炎死亡例があるんです。津波肺というのが肺炎死亡例で、津波肺まで行ってないところでの死亡例はないようですが、例えば石巻の病院などでは、東日本大震災が起きた後1カ月ぐらいの時点で爆発的に肺炎による入院者が増えるんです。前の年の3倍ぐらいまで肺炎による入院者が短期的に増えてしまう。

その中には、避難所暮らしによる疲労によるのではないかとと思われる誤嚥性の肺炎もあるようですが、粉じんによる肺炎も結構見つかっている。どうも津波被害を受けたところにおける粉じんを吸い込んだ場合には、何らかの被害がどうやら発生していそうだと。この点は、残念ながらあまり調査もなくて、よくわかってはいないのであるけれども、この点何か考えなければいけないのではないかとこのことを思っているところです。既にアチェと今回の東日本大震災と2回にわたって問題が起きているわけです。

東日本大震災の後、例えば気仙沼の現場に行くと、はっきり言ってもものすごく臭かったんです。魚の腐った臭いなんです。人の背を越えるぐらいの高さまで浸水したところが、要するに魚の腐ったような臭いがブワッとそこらじゅう舞っている中で粉じんが起きて

いるという状況があって、そういう中で何らかの問題が起きて肺炎が被害として起きているのではないか。

これをアスベスト、放射能被害と並んでもう1つの粉じん健康被害リスクとして考えて対応していく必要はないのだろうかという感じを、私個人としては持っています。それでどう考えたらいいかよくわからないのですが、ちょっと余計な話をさせていただきました。ちょっと超過しまして、どうもすみませんでした。(拍手)

司会 どうもありがとうございました。お話をお伺いして、法律的な意味でもだいぶ抜け漏れがあるのかなと思いました。ただ、法律の問題というのは、これを執行の怠慢と言うべきなのか、お役所の縦割り処理の問題と言うべきのかは、難しいという気がします。そもそも、法律そのものは決して社会の変化の先取りはしませんよね。もし先取りをしてしまっただけは、それは法律にならないのではないのでしょうか。この意味で、法律的な議論は、構造的な問題を抱えているというところもあると思います。今回の東日本大震災のケースを考えるに、確かに法律というのは、秩序前提の平時を考えるもので、決して、秩序を前提におけない戦時のような緊急事態を念頭においてはいないかもしれないので、その辺のところも切り分けが必要であるのかなと思ったりもします。

これで前半の各先生のプレゼンテーションを終わります。

もしご質問のある方は、質問票にご記入をいただき、挙手をしていただければ係の者が受け取りにまいりますので、宜しく願いいたします。

それでは、これから10分間ほど休憩をさせていただいて、4時に、後半のパネルディスカッションを開始いたしますので、よろしくお願いいたします。